

静岡県立清水西高等学校 身装等規定

◆服装等…服装はすべて清楚を旨とし、常に本校生徒としての品位を保つにふさわしいものでなければならない。

○詰襟タイプ

- ・シャツのボタンは、第二ボタン以降は留めること。
- ・シャツの袖はボタンで留めるか、きれいに折るかのどちらかにすること。

○セーラータイプ

- ・スカート丈は膝蓋骨にかかることとし、短く加工をしないこと。
- ・スカートはウエスト部分で折ったり、ベルトを使用したりしないこと。
- ・シャツの袖はボタンで留めるか、きれいに折るかのどちらかにすること。

○ブレザータイプ

- ・ネクタイまたはリボンは、シャツの第一ボタンを留めたうえで装着すること。
- ・ネクタイ、リボンを装着しない場合、シャツの第二ボタン以降は留めること。
- ・式典時、ブレザーを着用する場合はネクタイまたはリボンを装着すること。
- ・シャツの袖はボタンで留めるか、きれいに折るかのどちらかにすること。
- ・スカート丈は膝蓋骨にかかることとし、短く加工をしないこと。
- ・スカートはウエスト部分で折ったり、ベルトを使用したりしないこと。

○半袖ポロシャツ

- ・シャツのボタンは、第二ボタン以降は留めること。
- ・インナーシャツを着る際は、袖からはみ出さないこと。

○その他

- ・衣替えの期間は設けないため、各自で判断して着用すること。
- ・詰襟・セーラー・ブレザータイプのアイテムを混在しての着用は不可。(ポロシャツは全ボトム共通で着用を認める)
- ・通学靴は革靴または運動靴とする。

◆身装規定…身装は自ら整えることを基本とし、高校生らしい清潔で明るく、常に本校生徒としての品位を保つにふさわしいものとする

(1) 頭髪について

- ①清潔であること。
- ②パーマ・染色・脱色・エクステなどの加工は禁止とする。
- ③装飾品は禁止とする。
- ④写真撮影時にはフェイスラインをしっかりと見せ、肩につく髪はしぼること。

(2) 防寒着について

- ①ジャケットの中に着る防寒着として、華美でないカーディガンまたはセーターの着用を認める。ただし、上にジャケットを着用すること。(パーカーは制服からはみ出るため着用不可)
- ②登下校時は制服の上に防寒着として華美でないコート類の着用を認める。(部活動のウインドブレーカー等可)

(3) その他

- ①靴下は華美でないものとする。
- ②ピアスやネックレス等の装飾品は禁止とする。
- ③化粧はしないこと。